

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和4年6月14日(火)			
会議時間	開会	午後1時45分	閉会	午後4時3分
場所	第2委員会室			
出席委員	委員長 永澤 由利		副委員長 千葉 信吉	
	委員 岩 渕 優		委員 那 須 勇	
	委員 佐 藤 真由美		委員 菅 原 行 奈	
	委員 門 馬 功		委員 猪 股 晃	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	栃澤議事係長			
紹介議員	齋藤禎弘議員、岡田もとみ議員			
出席説明員	小菅教育長、及川教育部長、菅原学校教育課長			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	<p>請願審査</p> <p>請願第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について</p> <p>請願第6号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための請願</p>			
議事の経過	別紙のとおり			

教育民生常任委員会記録

令和4年6月14日

(午後1時45分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は9名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会いたします。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりです。

お諮りします。

請願第4号及び請願第6号の審査に当たり、紹介議員から請願の趣旨説明をいただき、審査を行いたいと思います。

紹介議員の出席を求めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

紹介議員からの説明は、本日に求めることといたします。

休憩します。

(休憩 13:46～13:46)

委員長 : 再開します。

次に、本日の請願第4号の審査に当たり、当局から教育長の出席を求めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

直ちに議長を通じて、教育長の出席を求めることといたします。

それでは本日の進め方について説明いたします。

この後、請願第4号の紹介議員から請願の趣旨説明をいただき、質疑を行います。

その後、請願第6号の紹介議員から請願の趣旨説明をいただき、質疑を行います。

さらに、請願第4号について、教育委員会から説明を受け、質疑を行い、終了後に意見交換を行います。

それでは、請願審査を行います。

初めに、請願第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

本請願の審査に当たり、紹介議員に請願の趣旨説明をいただいた後に質疑を行います。
齋藤禎弘議員、早速、請願の趣旨説明をお願いいたします。

齋藤紹介議員：請願の趣旨説明をいたします。

請願書の朗読をもって説明いたします。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について、請願趣旨・理由については以下のとおりです。

学校現場では、授業を通して一人一人の学力を高めることはもちろん、授業以外でも生徒指導、生徒会や児童会、部活動などの様々な教育活動が行われています。

また、子供たちの状況は、不登校や別室登校、いじめ、さらに貧困や複雑な家庭環境など問題が多様化、細分化しています。

加えて、コロナ禍において、教室内のソーシャルディスタンスを保つことも必要になっており、現在の定数ではその確保が難しい学校もあります。

現在、慢性的な教員不足により、岩手県内では学級編制基準に基づいた定数内配置や育休者、病休者などの代替措置などが未充足であるなどの問題があります。

また、子供の多様な状況に対応するため、多くの学校が別室授業を設置していますが、その分の十分な人員も配置されておられません。

そうした中、授業以外の指導計画はもとより、教材研究や授業準備にも支障を来している現状があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策に伴う新たな業務も教職員の多忙に輪をかけるなど、長時間労働の是正が進んでいません。

これらの課題を解決し、子供たちへの豊かな学びときめ細やかな教育活動の実現のためには、さらなる少人数学級の実現が必要であります。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられていますが、今後は小学校にとどまることなく、中学校での早期実施も必要です。

また、教職員の増員や養護教員等の少数職種の配置増など、教職員定数の改善を実現することも欠かせません。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。

国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2023年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

1つ目が、豊かな学びの実現のため、より細やかな教育の実現のために、さらなる少人数学級について検討すること。

また、中学校での35人学級を早急に実施すること。

2つ目、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3つ目、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4つ目、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上でございます。

委員長：それではただいまの説明に対し、質疑のある方は、御発言願います。

菅原委員。

菅原委員：2番の教職員の増員や少数職種の配置増と書いているのですが、この少数職種は、具体的にはどのような職種を想定しているのでしょうか。

委員長：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：少数職種というのは、養護教諭とか、そういった先生を指します。

委員長：菅原委員。

菅原委員：教職員の中には事務職員も入ると思うのですが、事務職員等も想定されていますか。

委員長：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：事務職員は含まれておりません。

あくまで教職員というか、教員の分です。

委員長：ほかにございませんか。

暫時休憩いたします。

(休憩 13:55～13:57)

委員長：再開します。

那須委員。

那須委員：請願の中でも中学校の生徒数が35人ということではありますが、今の中学校の基準は40人ということでしたか。

まずそれを確認します。

委員長：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：小学校は35人ですが、国の基準では中学校は40人です。

ただ、岩手県独自に35人というように制度化をして、条例で決めています。

委員長：那須委員。

那須委員：この35人という生徒数児童数ですが、全国的には35人が一番いい生徒数児童数なのか、生徒、児童数が少なければそれだけ先生方の負担も少ないというように感じますが、その辺の生徒数児童数のニーズ的なところは、どこまでこうなったほうがいいのかというように考えでおられるか、確認します。

委員長：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：今35人以下学級というようになっていますが、これは40人から35人という段階的に減らしてきたという経過にすぎないと私は認識しています。

ヨーロッパなどでは少人数学級が普通にあるというように伺っています。

20人以下ですので、目指すところはやはりそこまでは目指すべきではないかというように考えていますし、実際に現場の教員の話聞いても、35人もいると生徒を全部見きれないと。

20人になると見る生徒が少なくなるので、やはり同じ時間内でもきめ細やかな指導ができるということはお話しされていました。

以上です。

委員長：那須委員。

那須委員：分からない点を確認させていただきたいと思いますが、文章の中の最後の段落で、一方、厳しい財政状況の中、独自財源によって人的措置を行っている自治体もあるということだけでも、一関市は教育委員会から確認すればいいのでしょうか、一関市はそういったことで自主財源でやっているということはないですね。

どうですか、分かる範囲でお願いします。

委員長：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：学校サポーターという方が市の財源ですし、あと、栄養教諭ですか、西部学校給食センターに1人多く配置しているのも市の予算だというように伺っています。

委員長：那須委員。

那須委員：今言った職種の分についても、先ほど教職員等の人事配置の中で、自主財源で出している部分の人的措置というのは、今紹介議員からお話があった学校サポーターの関係は

含まれていないという理解でよろしいですか。

委員長：齋藤禎弘紹介議員。

齋藤紹介議員：そのようです。

委員長：那須委員。

那須委員：小泉政権下の三位一体改革の中で、2分の1から3分の1に引き下げられたというのは、結構大きいから今回も上げてほしいという話でしょうが、当時のこの2分の1が3分の1になった経過というのを簡潔に教えていただきたいと思います。三位一体の改革がそのままだというのであれば別ですが、よろしいですか。

委員長：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：すみません、心得ておりません。

勉強不足です。

ただ国の教育予算というのは、ちょっと質問からそれますが、防衛費の約半分ぐらいだということは伺っています。

委員長：猪股委員。

猪股委員：請願書の記の4番目に、教育の機会均等と水準の維持向上を図るといふようなことを請願として上げておりますけれども、その背景にあるのが請願書の前のページの一番下のほうにある、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題ですと書いてあるのですけれども、その財政状況の差異によって自治体間の教育格差が生じているといふようなことが、現実問題としてあるものかどうかというのが、私はちょっと疑問なところがあるのです。

というのは、隣の秋田県は多分全国でも屈指の教育、学力が高い県なのですけれども、そこは裕福なのかと。

あまり岩手県と変わらないと、要は仕組みの問題、教育の質の問題なのかなというところもありまして、一概にこの財政問題の部分から発生した自治体間の教育格差という表現というのはどうだろうかと。

イメージとしては何となく分かるような気がするのですけれども、現実の話としては、そこに短絡的に結びつくのかなというようにちょっと感じております。

ちょっとこの辺の表現というのはどうなのかなと思うところがありますので、何か所見があればお伺いします。

委員長：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：今回、新型コロナウイルス感染症によって学校で消毒するとかそういった職員と
いうのを奥州市は独自に配置しています。

実際に関市から行って働いている方も何人かいらっしゃいますし、関市ではそう
いう制度がありませんので、そういった業務を全部教職員がやらなければならないとい
うような状況もあります。

そういった部分にも時間が取られるという部分があります。

私が心得ているのは今はこれくらいで、具体的に先生の指導がどうかとか、先生が多
い少ないということまではちょっと把握しておりません。

以上です。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：まず、もう一度前提のところを確認したいのですが、関市立の小学校中学校
のことを言っているのかというのが一つと、それからそこに配置されている教員、先ほ
どどなたか言っていましたけれども、少数職種云々とありましたが、あくまでもその先
生と言われる、養護教員を含めてそういう方々という前提でよろしいですか。

委員長：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：そのとおりです。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：そうした場合、いろいろと少人数学級の実現のことも書かれていますけれども、市内
の小学校中学校で、1学級35人を超えているクラスはどのぐらいあると捉えているので
しょうか。

委員長：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：35人を超えている学級はありません。

ただ、例えば1学年に36人いれば2クラスになるという、1学級の定数が35人なの
で、36人では18人ずつ2クラスといった状態になります。

以上です。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：そうすると市内の小学校中学校で、1つの学級、1クラスで35人を超えているところ
はないというような認識を持っていらっしゃるということよろしいですか。

委員長：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：そのとおりでございます。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：そうしますと、この請願で言われている35人以下にするというところについては、私は一関市立の小学校中学校は、既にそれ以下になっているのが現実ですね。

これは子供の数が減っているというのが大きな背景にあると思うのですが、そういう必要はないということと、もう一つ問題なのは複式学級になっているところがかかりありまして、そういうところも様々教員に対する負担とかになっていると直接お聞きしていますし、逆にそういう複式学級になっているということに対する紹介議員の所見がございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長：齋藤紹介議員。

齋藤紹介議員：複式学級になる定義というのが3種類ほどありまして、隣り合った学年、例えば2年生3年生で16人以下になると複式学級になるという定義がありますので、私としてはできれば、なるべく複式学級になる要素というか、もうちょっと下げてもいいのではないかというようには考えています。

例えば、隣り合うクラスで10人になったら複式学級というように10人まで狭めるようにして、なるべく複式学級にならないような制度というか、人数にされたほうがいいのではないかなというようには考えています。

以上です。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、紹介議員に対する質疑を終わります。

齋藤紹介議員、ありがとうございました。

先ほど申し上げましたとおり、請願第4号の審査は後ほど行います。

休憩します。

(休憩 14:10～14:13)

委員長：再開します。

次に、請願第6号、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための請願を議題とします。

本請願の審査に当たり、紹介議員に請願の趣旨説明をいただいた後に質疑を行います。

岡田もとみ議員、早速請願の趣旨説明をお願いいたします。

岡田紹介議員：今日はよろしくお願ひいたします。

それでは、私から、安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための請願について、説明させていただきます。

請願趣旨と請願項目については、初めに朗読して説明とさせていただきますので、御覧いただければと思います。

請願趣旨、新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障、社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民の命と健康が脅かされる事態が繰り返起きています。

このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立、公的病院の役割の重要性、及び感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師、看護師、介護職員の人員不足、保健所、保健師の不足などです。

これらの諸問題の背景として 90 年代後半から続いてきた、医療、介護、福祉などの社会保障費並びに公衆衛生施策の削減、抑制策があります。

75 歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保険料負担、年金や生活保護基準の引下げなど、国民の負担もますます重くなるばかりです。

コロナ禍における教訓は、医療、介護、福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。

国民の命と健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。

以上を踏まえ、国民の命と健康を守るため貴議会においても下記事項につき、地方自治法 99 条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう請願いたします。

請願項目 1、安全、安心の医療、介護、福祉提供体制を確保すること。

①医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。

②公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。

2、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。

3、社会保障、社会福祉に関わる国庫負担を増額し、75 歳以上の窓口負担 2 倍化を中止するなど、国民負担を軽減すること。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長：ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対し、質疑のある方は御発言願います。

菅原委員。

菅原委員：分からないので教えていただきたいのは、請願項目 3 番の、75 歳以上の窓口負担 2 倍化というところなのですが、それを御説明いただきたいと思います。

委員長：岡田紹介議員。

岡田紹介議員：75歳以上の窓口負担2倍化というのは今、議論されていて、決定のほうもされていたかどうかちょっと施行時期とか確実なところは、今は分からないのですけれども、この75歳以上の方々の所得に応じて、窓口負担が今まで1割なのが今度は2倍になる方が出てくるという内容のものでございます。

委員長：菅原委員。

菅原委員：それでは確認なのですが、今75歳以上の方の窓口負担は1割、それが2割負担ということになるのですか。

委員長：岡田紹介議員。

岡田紹介議員：2倍化になるということが2割になるということです。

委員長：よろしいですか。
菅原委員。

菅原委員：はい、分かりました。

委員長：那須委員。

那須委員：請願項目の1番目です。

医師、看護師とありますけれども大幅な増員というのは、今の窓口負担の1割、2割の話で、この大幅増というレベルというか、どのような状態に増員して大幅という意味なのかの質問でございます。

委員長：岡田紹介議員。

岡田紹介議員：請願団体から具体的にこの大幅増員が幾らかという数字をお伺いしていたわけではございませんが、各会派にも資料としてお渡ししていた資料がございます。

それについては、医療、介護の人員不足が今大きな社会問題になっておりまして、その中で、皆さんにも見ていただきたいと思うのですけれども、今日はお持ちでないようですが、その中に、欧米と比べて、日本の医師、看護師不足は明らかということで、100床当たりの看護師について、日本は86.5人というグラフがあります。

それに比べて、ドイツは159.1人、フランスは168.6人、アメリカは419.9人、イギリスは306人という表がございます。

これを見ても、先進国と比べても日本はかなり少ない看護師の人数、そして医師についてもグラフ化されておりますので、御覧いただければと思います。

以上です。

委員長　：那須委員。

那須委員：この請願は、全国的なことでの請願なのか、一関市議会へ請願として出されているので、一関市の状況の部分での確認の意味でしたが、先ほど、いろいろ様々な諸外国のお話がありましたが、一関市としても、医師以下介護職員等の大幅な増員が必要というような状況にあるのかというところの確認をさせていただきたいと思います。
一関市としてどうなのかというところをお願いします。

委員長　：岡田紹介議員。

岡田紹介議員：当市においても、コロナ禍前から看護師、医師不足というのは大きな問題になっておりますし、岩手県医療局のほうで、緊急実態調査というものも行っているようでしたが、その内容を見ても医師、人手不足という深刻さが浮き彫りになっているという資料を拝見させていただいたところです。

委員長　：那須委員。

那須委員：そういう状態の資料もあるというということですね。

やはり請願項目の中でちょっと気になっているのが介護職員等、後は夜勤改善等、2番目には保健師等という、この等の部分を説明いただきたいのですが、夜勤改善等という中で、改善するほかに何かあるということだと思のですが、請願項目の1と2の部分のところを詳しく説明していただきたいと思います。

委員長　：岡田紹介議員。

岡田紹介議員：この夜勤改善等についての等の、部分については、具体的に意見交換を請願団体とはしておりませんので、ぜひ請願団体のほうからお伺いしていただきたいと思っております。

委員長　：那須委員。

那須委員：2番目の保健師等のこれは職種の等でしょうか、ここの等はいかがですか。

委員長　：岡田紹介議員。

岡田紹介議員：請願項目2番目についての保健師等という等についても、先ほどの答弁と同じ内容でございます。

委員長　：那須委員。

那須委員：分かりました。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：一点だけ教えていただきたいのですけれども、この請願項目の3番目なのですが、社会保障、社会福祉に関わる国庫負担を増額して、先ほど出ていましたけれども、75歳以上の窓口負担を2倍化するのをやめてください、中止してくださいという内容になっていますけれども、一関市で見ると、一関市というか全国的にそうなのでしょうけれども、いよいよ団塊の世代の方々が75歳を超える人がたくさん出てくるわけです。

そういう時代背景の中であって、今、1割負担になっているのだけれども、2割負担にしてください、しますよと国は言っている。

それを、いやいや1割のままで抑えてくださいという請願になっていますが、一関市民でいった場合、この対象になる被保険者、保険者の全体の何パーセントぐらいいるのか、何人ぐらいいるのか、その辺はどのように捉えているのかちょっとお聞きしたいと思います。

委員長：岡田紹介議員。

岡田紹介議員：国による社会保障、社会福祉に関わるこの国庫負担を増額してほしいということですが、まずは、文中にも書いておられるかとは思いますが、90年代後半からずっとこの社会保障費というのは、削減、抑制策が続いてきております。

そういう点については、市民、国民に冷たい内容の予算の配分がされてきたというように認識しております。

こういう予算では、やはりこれは医療、介護の現場ですけれども、市民や国民、そして医療現場で働く方々の不安は解消できないというように思っています。

当市においては、当市は県内でも市民所得が低いほうの自治体ということになっております。

その中で何パーセントの市民が対象になるのかというのは私のところでは、捉えておりませんので、審査の中で具体的に明らかにしていただければと思っております。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：承知しました。

ちょっと質問の視点を変えますけれども、75歳以上の全ての方を2割負担にしますよと国が言っているのではなくて、所得で線引きをされている。

75歳以上1人の方は世帯所得が200万円以上の方、75歳以上が2人以上の世帯で320万円以上の所得がある方は、すみませんが2割にしてもらいますよという話になっていますけれども、一つのこの条件、線引きされているといったときに、今お話がありましたけれども、市内で見た場合に該当する方の人数は、お手元にデータとしてお持ちでな

いということによろしいですか。

委員長：岡田紹介議員。

岡田紹介議員：手元にそういった具体的なデータがあるわけではございませんが、先ほど委員から御説明があったとおり、200万円以上、そして300万円以上という所得で線引きがされておりますが、その方々が75歳以上、窓口負担が2倍化になっても安心した生活が送れるかという視点から考えれば、やはりこの新型コロナウイルス感染症の拡大の問題や、今物価高騰の問題で生活が脅かされている状況だということを考えてみれば、この3番の請願項目も、やはり75歳以上の方々の生活を維持して、安心して医療にかかるためには2倍化を中止するという請願項目は、私は妥当だと思っております。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：請願の審査は特にも一関市内の実態に合ったものでないといけないと思うのですけれども、そうした中にその75歳以上の方でなおかつ医療費の窓口負担が2割になる方が何名いるかも分からない状態で、社会保障、社会福祉に関わる国庫負担を増額し、とありますけどどのぐらい増額を求めていくか、市議会として求めていくかというのがよく分からない状況では、ちょっとなかなか説明が難しいのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

委員長：岡田紹介議員。

岡田紹介議員：一自治体でこの国庫負担の額を明らかにして請願を出すということ自体が私は妥当ではなく、これを審議するのはやはり国会の仕事だと思っております。

市民の生活は、この増額を明らかにしなくても、医療費負担を75歳以上の方々に求めるのではないという国、市民に、高齢者にやさしい国づくりを求めている請願だと思っております。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：感覚的な話をおっしゃっているということですね。

具体的な金額云々よりも、高齢者にあまり負担をかけないでという、そういう視点、そういう考え方に基づいていますということによろしいですか。

委員長：岡田紹介議員。

岡田紹介議員：何を意図して質問されているのか分からないのですけれども、今までの請願の内容で具体的な数字を上げること自体が妥当ではないという主張をなされていたというようにも、私は受け止めておりました。

そういう点では、この請願はそういう具体的な数字がない妥当な請願だと思っておりますので、やはり市民の生活というのを考えた場合には、この請願内容で、特に支障はないと思っております。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：具体的な金額を、例えば1,000万円アップするので1,000万円くださいということを請願に云々ということではなくて、請願者の思いといいますか、一関市でいうと、例えば1,000人が対象になります、そうするとこのぐらいアップします、だから厳しいのですというのがある、その思いとして、実態としてこうだから、金額は表に出すのではなくて、そういう背景にあるので、何としてもここは実現させてもらいたいという話につなげていくことが必要ではないかという思いで質問をさせていただきました。
以上です。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：御苦労さまでございます。

まず1つ目ですけれども、この請願は、結構な数の団体が連名で出しておりますが、県当局とか市当局に対しても、この請願は出されているかお伺いしたい。

というのは岩淵委員の質問と関係するのですが、国のこともあるので国会の部分も入ってくる。

市当局あるいは県当局に対してもしっかりと同じことを申し述べていかないと実現しないということもあるので、その辺、ほかにも出したのかどうか、請願者でないと分からないと思うのですが、その辺をお聞きしたいと思います。

もう一つですが、請願項目の2番目の保健師の関係なのですが、保健所の増設、医療関係の中で特化していくと2番目がどうかと思ったのですが、国民の命と健康を守るための請願ということで、保健所となると県の労働者の労働環境整備の関係が一部入ってくるので、医療とちょっとずれているのかなと思ったので、これは全体的な大きいくりの中でこの2番目が入っているのかお伺いしたいと思います。

また増員の関係で、私もそう思います。

経験しておりますので、職員として経験したのではなくて受け身として経験しております、やはり大変です。

病床の持ち方がちょっと異状です。

いわゆる県立磐井病院などは、呼べばすぐに看護師のポケットベルになるという。

だから、来てすぐ次の人を待たせているわけで、1人でかなりの病床数を持ってますから、増員という表現はいかがなものかと思うのですが、いずれ人数を増やしていかないと私は思います。

資料等を見た中で感じたのは、この中に一関病院が入っているのですけれども、二次救急として西城病院や昭和病院、そういった方々もやはりそういう状況にあるのかという調査もされていると思うのですけれども、その環境を含めて、二次救急を考えていけ

ば、ちょっとこの団体だけでは足りないと思うのです。

でも同じような状況なのかなと思うのですが、その辺も分かればお知らせ願います。

委員長：岡田紹介議員。

岡田紹介議員：ありがとうございます。

まず請願先については、私がいただいた請願は一関市議会に出された請願ということで、お答えしたいと思います。

そのほかにどこに出しているかというのは私のほうでは存じておりません。

請願項目の2番目に、保健所の増設という要望があるのですが、管轄としては確かに県なのですけれども、その管轄が県だからといってその保健所に例えば新型コロナウイルス感染症の問題で問い合わせするというのはやはり市民の立場でいろいろ相談するところになっております。

そういう点では、全国的にも問題になっていますが、当市でも2人の職員が応援に行っているという状況を鑑みればやはり増設等体制の強化、拡充というのは求められているものだと思っております。

請願団体について、今回御指摘があったように、岩手県医療労働組合連合会のほかに管内の団体として磐井病院支部や南光病院支部など管内の組合のほうも連名しているところですが、そのほかに市内の病院、西城病院や昭和病院も医療現場として同じ状況にあるというようには想像するのは難しくないと思いますが、具体的にこの請願に当たって、そういったところまで私のほうで調査しているわけではございません。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：いずれ中身的にはすんなりくるのですけれども、国に対しての請願という位置づけでいけば妥当かと思っております。

請願項目の3番目のところで「窓口負担2倍化」という表現がありました。素直に2割負担と入れたほうがよかったのかなというところもございます。

あと先ほど75歳以上の部分でも、年収ラインの関係で、一関市内の状況として年金収入200万円というのはほとんど統計的には少ないけれども、2割負担になる方々も公務員関係はほとんどだと思っております。

だからそんなに多いわけではないけれども、少ないわけではないと。

結局、言っていることは、1割を2割にして、だんだんと社会保障が削られていくことが心配だからその歯止めをかけようとする意図が請願に含まれているのかなということもあるのですが、そこまでの話にいかないと思うのですが、ちょっと話がずれましたけれども、この表現の仕方、分かりやすい表現のほうがいいのかなと思います。

以上でございます。

委員長：ただいまの意見、質問等に対しまして何かあれば。

岡田紹介議員。

岡田紹介議員：ありがとうございます。

この社会保障、社会福祉に関わる国庫負担の問題ですが、先ほども述べさせていただきましたが、90年代からずっと削減されてきているということで、やはりこういった新型コロナウイルス感染症の問題、物価上昇の問題で社会保障を何とか、公的な支出をしっかりと国の責任でもってやっていただきたいという請願の趣旨だと思います。

資料の中にもありましたが、公的支出が欧州諸国のGDPと比べて、日本はやはり具体的な数字で言いますと、欧州諸国がGDP、国内総生産比で1割以上となっているにもかかわらず、一方、日本は僅か8.9%にすぎないという状況を見ても、財政支出が不十分だということが指摘されておりますので、国民に負担を強いるような予算計上ではなくて、国でしっかりと国民の命と健康を守るような予算にしていいただきたいという請願項目だと思っております。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、紹介議員に対する質疑を終わります。

岡田紹介議員ありがとうございました。

請願第6号の審査は後ほど行います。

休憩します。

(休憩 14:43～14:47)

委員長：再開します。

次に、請願第4号の審査を行います。

当局から説明を求めます。

小菅教育長。

教育長：それでは請願に関する点4点ほどあるようですが、最初の3点につきましては学校教育課長から説明いたします。

最後の国庫負担制度の部分について私のほうから説明いたします。

初めに学校教育課長のほうから資料に基づいて説明します。

委員長：菅原学校教育課長。

学校教育課長：それでは、私のほうから教職員の定数配置と加配の部分についてを中心にあず御説明をしたいと思います。

資料の1ページを御覧ください。

まず初めに、市立小中学校における教職員配置について御説明いたします。

各学校の教職員の数は、基礎定数と言われるものと加配定数というものを合わせた数で決まっています。

基礎定数とは、学級の数に応じて配置する教職員の数となりますし、それから、加配定数については学校が個々に抱える課題解決のために、基礎定数に追加して加配する教員となります。

(1)、①小学校、一関市立小学校の部分ですが、令和4年度の一関市内の小学校は、基礎定数が407人、加配定数が41人、②中学校は、基礎定数が255人、加配定数が22となっています。

したがって、小・中学校を合わせると、今年度は725人の教職員が配置されています。

この725人の中には、当然、校長、副校長、それから担任等を持つ教諭、養護教諭も含まれ、全ての教職員でこの725人は岩手県が任用している教職員です。

したがって、給料は岩手県が負担していますので、これは県費負担教職員というように思います。

したがって、一関市で任用しているサポーターなどの職員はここには含んでおりません。

それから、また一関市内の小学校の通常学級数ですけれども、今年度、令和4年度は210学級、1学級当たり児童数は21.5人、多い少ないはありますけれども、平均すると21.5人ということになります。

一方、中学校のほうは93学級で、1学級当たりの生徒数は26.9人というようになっております。

これも30人を超える学級もあれば、小さな学級もあるのですが、小学校に比べると中学校のほうは1学級当たりの生徒数は多くなっているという状況になっています。

(2) 基礎定数についてですけれども、これはいろいろな仕組みがありまして、大本は岩手県教育委員会が定めている岩手県公立小・中・義務教育学校の学級編制及び教職員配当基準によって配置されています。

そこで、2ページを御覧ください。

これは、令和3年4月1日、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正されて、資料の右側の真ん中辺に囲みの表がありますが、令和3年度から令和7年度まで小学校の1学級の人数の上限が段階的に40人から35人に引き下げられることになりました。

しばらくの間は1年生のみが35人で、そのほかの学年は40人だったのですが、令和3年度に小学校2年生が35人になり、本年度、令和4年度からは小学校3年生までが35人、この後1年ずつ、その子供たちが上がるたびに35人になる、学級が上がって行って小学校6年生が35人に、つまり法律で小学校全部が35人学級になるのは令和7年度というようになっています。

ただ、岩手県はもう既に中学校3年生まで全て35人にしているのですが、これは国の基準よりも少ない人数を岩手県の進め方でやっているというようなことになります。

岩手県の学級編制の基準については、3ページをお開きください。

1、学級編制の基準ですけれども、1学級当たりの最高児童・生徒数の表、これは岩

手県のもですが、国の基準では先ほどお話ししたとおり、1年生から3年生までは35人、小学校4年生からは40人が最高となっているのですが、岩手県の基準は、小学校1年生から3年生は国と同じ35人、小学校4年生から6年生は、35人と40人の選択制というようになっています。

中学校は全学年35人というようになっています。

小学校の35人と40人の選択制ということですが、つまり1学級が36人から40人の場合は先生を1人追加するのですが、追加された先生を使って学級を2つに分けて担任を増やしてもいいし、分けなくてその2人の先生で学級を指導していくということでもいいよということで、これは学校が決めるということになっています。

ただ、実際には、一関市内の小学校では35人を超える学級は全て2つに分けていて、選択制で分けなくてやっている学校は現時点ではありません。

それから、複式学級ですが、複式学級は小学校1年生を含む場合は8人、その他は16人までというようになっています。

特別支援学級は最高8人までということになっています。

ただ、岩手県の考えの中では、14人を超える複式学級、14人、15人、16人の複式学級には非常勤の加配を1人つけて、できるだけ人数が多い複式学級については分けて、指導しやすいような配慮はなされているところです。

それから、2、教職員配当の基準ですが、(1)校長については各学校に1人ずつ、それから(2)教諭等と書いていますが、この教諭等には副校長も含まれます。

副校長が教諭という位置づけになっていて、実際に授業もできるという位置づけになっているので、副校長はこの教諭等の中に含まれています。

まず、ア、小学校についてですが、この表のとおり学級数に応じて、通常学級の数にプラスして教員が配置されています。

この場合の学級数は、1年生から3年生が35人、それから4年生から6年生は1学級40人ということで、国の標準の計算の仕方では学級数は計算されているので、実際の学級数と定数配置上の学級数は若干違う、4年生、5年生、6年生については違うところが実際にはあります。

この表を見ると、通常学級は、3学級から6学級の学校には、学級数プラス1人となっていますが、実際にはこれは副校長となりますので、担任外の先生がいるわけではありません。

6学級の学校には、担任外の先生はいないということになります。

教務主任の先生も担任を持つことになります。

後でお話ししますが、岩手県では90人を超える6学級の学校には1人追加で配置するというようになっているので、現実的には90人を超える6学級の学校には、教務主任が担任外で付いているということになります。

制度上は教務主任の先生は担任外になるのは7学級以上ということになります。

この表のほか、今、表の下に1から4に示されていますが、これに該当する学校には追加して教員を配置しています。

一つは、4年生から6年生までで35人を超える学級がある場合は、その学年に1名追加で配置されますので、先ほどお話しした4年生から6年生はこの1名で、2つに学級

を分けることができる。

分けずに2人で指導するという事も可能にはなっております。

それから、2、特別支援学級には、必ず1学級に1名追加で、これは小中学校一緒にすけれども、配置されます。

それから、3、通常の学級が6で、全校児童数が90名以上の学校には1名追加で配置されますので、この措置によって6学級で90人以上の学校には、教務主任の先生が担任外で配置されています。

4のところ、さらに13学級以上の学校には、さらに1名追加で配置するという事になっていますので、通常学級が13学級以上の学校は担任外の先生が2プラス1ということで、教務主任のほかに担任外の教員が2名付くこととなります。

実際に、一関市内でこの対象になっているのは、一関小学校と山目小学校ということで、大きな学校のみ教務主任の先生のほかにさらに担任外が付いている学校もございます。

中学校ですけれども、中学校は小学校と同じように、学級数に応じて配置する人数が決まっていますが、例えば、全校で3クラスの中学校、例えば、舞川中学校とか、巖美中学校、そういう中学校になりますけれども、そこは副校長を含んで7名が配置されることになっています。

各学年2クラスの中学校は、副校長を含み11名が配置されます。

全校で3クラスの中学校は、今言ったように7名しか配置されませんので、実際には中学校の教科というのは、小さい学校でも大きい学校も10教科あるわけで、この10教科全ての免許を持った先生を配置することは小さい学校で実際はできないと。

したがって、教科を持たない、教科の免許を持たない先生が免許外ということで、ある程度得意な分野のところを免許外ということで申請をして許可をもらって教えたり、あるいは美術とか音楽というのはなかなかできないので、それについては岩手県のほうでそれを専門にその教科だけを教える先生が学校を回って教えるような制度も取りながら行っているところになります。

1ページの資料に戻ります。

(3) 加配定数について御説明します。

加配定数については、学校も個々に抱える課題解決のために、追加で配置する教員なのですが、今年度は小学校に41人、中学校に22人の加配が付いています。

ただ、小学校は、その欄外のところに5人未配置、3人未配置と書いていますが、今年度、非常に講師が不足している状況のために、小学校には専科加配が8人、枠としては付いているのですが、実際には3人しか配置できませんで、5人については未配置ということになってしまいましたし、来年の統合を控える学校がたくさんあって、この児童生徒支援についても、小学校5人中の4人が学校統合加配なのですが、この学校統合加配も3人を配置することが実際にはできない状況になっています。

最後に、2、40人学級から35人学級になったために増えた学級数についてですが、法律の改正で今年度、小学校3年生が新たに35人学級ということで、35人を超える学級は2つに分かれるのですが、一関市でその対象になったのは大東小学校の1学級、1校のみということになっています。

大東小学校の3年生は36人でしたので、今回その規定で18人のクラスを2つに分けています。

ただこれは岩手県の規定では、もともと2つに分かれていたのですが、国の規定で対象になったところはそこということになります。

ちなみにですが、もし市内全てが30人学級になったとしたら、どれぐらい学級数が増えるのかと思って、ちょっと計算してみましたけれども、35人学級と比較して、30人学級にすると、全部で32学級増えるようです。

実際に40人と35人に比較した場合には、14学級増ということなので、そのような形で増えることは予想はされますが、現実的にはまだ全て35人学級になっていない、国のほうでなっていないというところです。

現時点ではそのような状況です。

これらのことを踏まえ、まず項目1、項目3の部分に関わっては、岩手県では、小学校1年生から3年生だけではなくて、既に小中学校全てにおいて35人以下の学級を実施しているところです。

ただ、小学校4年生から中学校3年生までは35人学級にするために、実は国から岩手県に配分された少人数指導加配を使ってやっているのですが、少人数指導加配が実際にはそこに使われているので、少人数指導加配が減っている状況にはあります。

実際に関市では少人数指導加配が配置されているのは、僅かに今年は小学校は2人、中学校は5人ということで、数的には少ない状況になっています。

ですので、今後、国が中学校3年生まで35人学級にして、国から配分される少人数加配が削減されなければ、各学校では、担任外の先生が増えて、実は教育活動も充実されていくものとは考えますので、そういう形で35人学級が全て実現されて加配が減らなければ、学校にとってはかなりいいだろうなというように思います。

それから、項目2についてですが、こちらは学校の働き方改革や、長時間労働を是正するためには、やはり1学級の人数を減らすということも大事なのですが、それよりも学級担任を持たない、自由に動ける先生を増やすということが一番大事なのかなと思います。

そうすることで、生徒指導的な問題とか、学力向上に問題のある子供についても、きめ細かに対応ができるのではないかとこのように思います。

したがって、教職員の数を増やすということについては、非常に必要なことですし、あわせて中規模以上の学校では、養護教諭や事務職員等の1人職と呼ばれる職の加配を増やすことは、非常に重要というように思っております。

現時点での基準では養護教諭は2人になるのは小学校で851人です。

それから、中学校では養護教諭を2人にするためには、801人です。

これは関市内では該当する学校はありません。

去年まで関小学校は600人規模でしたけれども、岩手県の加配で養護教諭が2人でした。

ただ、今年からこれも国の基準に合わせると、予算もないところなので、国の基準通りにするというところで引き上げられました。

したがって600人の学校に養護教諭1人の学校もあれば、30人の学校に養護教諭が1

人というところもあるので、実際にはこの中規模以上の1人職の加配というのは必要と思います。

事務職員についても、小学校は27学級以上で、中学校は21学級以上の学校にしか、事務職員の加配はありませんので、これも一関市内としては該当がないといった状況です。国の基準だけを照らすとやはり加配については、一関市のように小さな学校が多いところについては、非常に恩恵を受けないところかなと思います。

私からは以上です。

委員長：小菅教育長。

教育長：続きまして、請願の4に関する義務教育国庫負担制度のことについてちょっと説明させていただきます。

5ページ以降であります。

5ページ以降は文部科学省のホームページから取り出したものですが、年度が古いものもありますが、制度全体のことを説明するにはこの資料を使いたいというように思っておりました。

5ページ目についてですが、まず義務教育費国庫負担制度ということですが、これは制度の基本的役割のところに書いたように、教育の機会均等、水準確保、無償制こういった部分を確保するための法律であります。

学校制度は、例えば市役所とかなり違う部分は、一関市役所であれば採用するのも一関市、給与を払うのも一関市、処分するのも一関市で、どこに配置するか、施設を造るのも一関市というようになっていますが、学校というのは、そういう制度になってないところがちょっと変わったところでありまして、これは全国一律にそういう制度になっていますが、一つは制度の概要の丸の1つ目、市町村が小中学校を設置・運営すると、学校を造るのも、運営するのも市です。

一関市がそうやっております。

丸の2つ目、都道府県が市町村立学校の教職員を任命し給与を負担すると、これが県費負担教職員制度というものです。

つまり、教員の給与は全て県からの支給になっていますし、任用いわゆる採用するのも県の仕事であります。

ですから採用試験に私たちは一切ノータッチでありますから、処分するのも県であり、例えば不祥事等で処分するのも最終的にはこちらからいろいろと内申は出しますが、最終的には県が判断して処分を行っているという形、ねじれが学校の中にあるということでもあります。

丸の4つ目ですが、国は都道府県、指定都市に係る教職員給与費の3分の1を負担することになっています。

これがこの請願に関する部分だと思います。

3分の1が国の負担割合であります。

制度が変わったのは平成18年でありまして、それまでは2分の1を国が負担していたのです。

それを3分の1に減らしました。

ただ、3分の1に減らしたと言っても、残りの3分の2は地方交付税で措置されている形であります。

2分の1の時代も残りの2分の1は地方交付税で措置されていました。

つまり一般財源化して地方に交付しているという形であります。

ですから、請願の中で元に戻すことというのは、給与の負担割合を引き上げるというのは元のように戻してほしいという、そういう請願の内容ではないかというように解釈しております。

それまで2分の1なのが3分の1に減っているいろいろな不安材料があるのは、一般財源化することによって、本来教育に使われるべきところをほかに転用されるのではないかという恐れが非常にあるところが一番の理由ではないかなと思います。

これは平成18年の時に、小泉内閣の三位一体改革で地方分権の流れが非常に強まった時代でありました。

それから、国としても財源をできるだけ圧縮することに迫られる中で、全国知事会が2分の1から3分の1を支持し強く支持した、地方6団体もこれを支持しました。

反対したのは文部科学省、中央教育審議会、こういったところは反対しました。

その結果として最終的には3分の1になったということでもあります。

下に矢印で書いていますが、現在は国からは3分の1、3分の2はそれぞれの県が負担するという形ではありますが、実際には地方交付税で措置されていますから、額的には全額が来ているという形ですが、教育としてひもつきで使うのは3分の1という形になっています。

岩手県の場合には、国からの3分の1に基づいて、基本的にはそれに準じて使っていますからほぼそれに使われているというように解釈しています。

ただし、明確な部分は公表しているわけでありませんで、ここは推測部分ですが、そういう使われ方ではないかなと思っています。

この義務教育国庫負担法という法律があるのですが、これはあくまで、教職員の給与に関する法律でありますので、今話したのは全て給与のことです。

例えば学校の校舎を造ると言った場合には実は別の法律に基づいていますが、義務教育の国庫負担ではあるのですが、施設費の国庫負担に関する法律というのは別にありまして、こちらは、現在でも約2分の1が国の負担であります。

残りの2分の1は地方が負担する、市町村が負担する形になります。

ですから今、例えば室根小学校の校舎を造る場合には、半分は国庫負担として入る。

残りの半分には起債など、地方交付税で措置されるような起債を充当するようにはしていますけれども、基本的には国は2分の1ということでもあります。

そこが教職員の給与と違うところでありまして法律も自体も違う部分であります。

あくまで今回の義務教育費国庫負担制度の部分、請願に係る部分は、教職員の給与に関する部分だというように解釈しております。

国庫負担金の算定方法は基本的には、国で給与単価を決めます。

1人当たりの給与単価を、これは県のそれぞれの客観的な数字に基づいて決めていますが、それに国庫負担定数というのを掛け算します。

そして3分の1の負担額を国が決める、総額を決めて岩手県に配分しているという形です。

この国庫負担定数というのは先ほど学校教育課長が説明したように、教職員の定数に関わる部分でありますので、この定数に関わる部分はそれぞれの県が決めているということになります。

次のページを見てください。

もう一つ、これと関係して、言葉として総額裁量性という言葉がありますけれども、これは実は国庫負担が2分の1から3分の1になる2年前に既に総額裁量制というものが導入されておりました。

これは給与費の総額は地方にやるけれども、それで何人の教職員を雇ってやるかどうかは、それぞれの県が決めてくださいというやり方であります。

ですから、その段の1の丸の2つ目のところに、教職員数を自由に決定と書いていますが、従来は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づいて教職員の数も決められ給与水準も決められていましたが、それが今では右側に行きますが、教職員の数をそれぞれの都道府県が決めることができます。

ですから、岩手県の場合には法律に基づいたものと同じような教職員数になっていますが、この教職員数を減らせば、全部国からの国庫負担を給与費に充当すれば、教職員数を減らせば1人当たりの給与が上がるという仕組みです。

逆に教職員数を増やせば1人当たりの教員の給与費が下がるという、そのせめぎ合いの中で県が独自に決めているというやり方を、それぞれの県が自由にできるような制度に既に変更しております。

それに基づいて岩手県の場合には様々なやり方をやっているということでもあります。

一番下の加配定数の弾力化というところも同じような趣旨でありまして、国庫負担対象であるところが、右側にいきますと例えば「30人学級・少人数指導」と書いていますが、少人数指導の数を使って、30人学級を実施してもいいですよというやり方あります。

ですから、岩手県は前から35人学級を実際には小学校も中学校もやっていますけれども、この加配定数を使ってやってきたということでもありますので、総額的には何ら変わらないということでもあります。

次の7ページであります、これは国の基準による学級編成に関する基準であります。

ちょっと古い資料ですが、上のほうに義務標準法に規定する学級編成の標準と書いてありますが、同学年で編成する学級は小学校35人（1年生）となっています。

これが今は3年生まで伸びています。

それから、40人は4年生から6年生まではまだ40人という形であります。

中学校40人という形、これは国が定めているものであります。

複式学級の場合は16人までという基準で、複式学級を編成可能だということでもあります。

16人を超えるようだと複式学級ができないので、単式の学級になるということです。

特別支援は8人までという基準に基づいて、教職員の数を計算して、都道府県に給与費として配分しているという、国庫負担として交付しているという形であります。

下のほうが、国と都道府県と市町村の関係であります。

国は、一番上にありますように学級編制の標準を設定します。

これが公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律と呼ばれるもので設定します。

それに基づいて今度は都道府県が国が定める標準を踏まえ、学級編制の基準を設定します。

ですから、若干岩手県も公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律とは違う配分の仕方をやっていますが、合計数は変わらないです。

そして市町村が一番下ですが、都道府県が定める基準を踏まえて、先ほど学校教育課長が見せた基準であります、それを踏まえて学校の児童生徒の実態に応じて、柔軟に学級編制することができるようになっておりますが、現実には、例えば岩手県の35人学級をさらに一関市が独自に30人学級にしますというのは現実にはできない状況で、岩手県内でそうやっているところはどこもありません。

ほかの県でも、県の基準をオーバーしてやっているところはまずないところでありませぬ。

というのは、教職員の採用を行わなくてははいけません。

採用を行えばそれも、一生人事異動に関してもその市の中だけで回さなくてははいけませんし、教員の給与費も全部市で負担することになりますから、そこまでの部分をやるというのは、まず全国見てもほとんどない状況であります。

現実にはできるのは、今は小学校は35人学級ですが、例えば40人の学年を20人、20人にするのは35人学級で普通にやるやり方ですが、そんなことをやらないで40人のままでいいと、40人のままで1クラスにしていって、ただし、教員はそのとおりにもらうという形でやっている場合があります。

それがいわゆる現実的な弾力的な学級編制というものであります。

時々ありますけれども、そういうことはできるということでもあります。

最後の8ページは、これはイメージですが、国のほうでは教職員の定数が、これ令和2年度のデータですが、68万人いたとすると、そのうちいわゆる基礎定数としては63万人、加配定数としては5万人、これをそれぞれの都道府県に配分しているという形であります。

そんな形で、国庫負担制度については成り立っているというところでもあります。

以上です。

委員長：ありがとうございます。

それでは質疑のある方は発言をお願いいたします。

猪股委員。

猪股委員：請願の中の4番目に、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることというような表現がございます。

先ほど来の説明の中では、実質的には地方交付税も含めて財源的な担保はあると。

市町村によってその使い道とか、地方交付税の使い道の部分については差異があるだろう。

そのとおりに使っているところと、ほかに回しているというところもあるかもしれないというようなことですが、前段の部分の機会均等と水準の維持向上を図るために、もっと国の制度としてはそれを支える制度というようなことで、位置づけしている仕組みなのですから、何かここに書かれると何か機会均等とか水準の維持向上がちょっと脅かされているというようなニュアンスで請願されているのですけれども、実態として、教育委員会としては、市の実態としてほかの市町村と比較するのもなかなか難しい部分もあるのでしょうか、これらが果たしてそのようなことにつながっているのかなというところが私はちょっと疑問に思うところもあるのですが、教育委員会としては、そこら辺の見方はどういう見方をしているのかということをお伺いしたいと思います。

委員長：小菅教育長。

教育長：この国庫負担制度自体は、基本的には教職員の給与なので、教職員の給与を決めたりするのは一関市であれば岩手県が決めているので、市町村の教育委員会はそれに何ら関与することはないのです。

ですから、それがどのように使われているかというのは、全て岩手県の裁量になっています。

例えば、岩手県の小中学校の教員の総数は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づき計算された人数と変わらないです。

ですから、計算上の人数は岩手県の中では、法律に基づいた国の基準によって確保はされているのです。

給与費の細かいところまでちょっと分からないのですが。

ですから、その部分では教職員のいわゆるフルタイムの教員の数とすれば、国の考えている基準どおりの形が配備されているというのは間違いだと思います。

ただそれが、市町村にあるいは学校にどのぐらい、A学校にはこのぐらい、B校にはこのぐらいという基準は若干国とは違いますから、それは食い違いがあるかもしれません。

そういう点では、直接的に市町村の教育委員会にとっての、これが非常に大きな部分と響いているという部分ではないというところではあります。

委員長：猪股委員。

猪股委員：それではある程度この機会均等とか水準の維持向上というのは図られている、担保されているというような見方でよろしいのかなと思います。

この教育、どちらかというと国庫負担制度でない部分でのサポートとか、市町村単位のサポートで教職員の負担軽減だとかというような部分で、教育に指導に専念できる環境を作るといった部分では、それぞれの教育委員会の裁量なり、市の考え方というものが

あって、その部分での差はあるのかなと認識していますけども、そこら辺はどうでしょうか。

委員長：小菅教育長。

教育長：それはそのとおりです。

それから、先ほど私が話した水準の部分で言えば、そもそも国の水準自体が低いために、県が低くしているということは私はないと考えています。

国の基準自体が減って、非常に厳しい状況です。

諸外国と比べても学校に配置されている教員の数は少ない状況です。

それから、さらに学校教育課長が話したように今講師不足の部分があって、学校は非常に危機の状態です。

本来いるべき先生がいない状態、例えば、ある学校だと、担任外は、小学校ですと校長、副校長、教務主任、要するに担任外の教諭としては教務主任しかいない。

そこで、例えば学級担任が病気で、精神疾患で休むとなると教務主任が担任に入ります。

そしてほかの担任が年次休暇だと副校長が学級に行きます。

さらにほかの担任が出張になると校長が行きます。

事務職1人が電話、緊急の時に対応する。

最悪の場合、そこに誰もいないというそのような状態で運営している学校もかなりあります。

これは私としても非常に危機感あるのですが、これは市町村の段階で何ともし難い状況です。

ですから、国の配置自体が学校に配置している教員の数自体が非常に少ないのは問題だということには私は思っています。

そんな実態があるものですから、学校はフル回転しながらやっているのですが、やはりどうしても、それに加えていじめの問題とか、不登校の問題とか、様々な部分もありますから、その対応は本当にフル回転の状況でやっている状況であるということをお分かっていただければなというように思います。

地方の裁量が増えたのは事実ですから、県によっては独自に教員を採用するということもあるやに聞いていますから、そういう形も自由にできるという部分の裁量は非常にあるのではないかとこのように思っています。

委員長：那須委員。

那須委員：請願の3に関係することなのですが、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう加配の削減を行わないということですが、今の学校教育課長の話の聞くとこのまさしく1ページの表だと思うのですが、何となく標準は下回っていない状態でないかなというように聞きましたし、加配の削減というのも行ってないのですよね。

まずこの弾力的な運用というようなことでの説明なのかなと思っていましたが、3の部分の説明も含めもう1回1ページの説明をお願いしたいと思います。

委員長：菅原学校教育課長。

学校教育課長：ここの部分の定数と加配定数の部分について、加配定数の部分については、確かに令和元年から比べていくと、減ってはいない状況です。

中学校のほうについても加配定数からすると減ってはいない状況ですが、中身をこう見ていくと、例えば、ある程度自由に使える数というのは少人数指導加配というものなのですが、この少人数指導加配については令和3年度と令和4年度については、それほど減った数には見えていないのですが、これ令和2年度とか令和元年度は、2桁ぐらいあった時代もあります。

実はこの少人数指導加配というのは、非常に使いやすい加配で、学校の中で少人数PT指導とか、その2人による指導を20時間取れば、あとは自由に使える加配になります。

そのほかの加配については、児童生徒支援加配などについては使い方が非常に限定されている加配ですので、非常に使いにくい加配です。

少人数指導加配については減っている状況ですが、例えばその他の加配の中の特別支援の加配とか、過大校加配というその他の加配については、令和2年、ここに表れていない、令和元年頃から増えている状態でトータルではあまり変わっていない数字に見えるのですが、中身については、配置している数は変わっているという状態です。

この弾力的運用で使えるのは、少人数加配がまず一番の加配になります。

委員長：菅原委員。

菅原委員：請願書中で少数職種の配置等ということに関して書いているのですが、この国庫負担制度がなくなった場合、この少数職種等の配置などがなかなか配置されないというようなこととかも考えられるのでしょうか。

委員長：小菅教育長。

教育長：少数職種も基本的には公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づいた数ですから、何人から何人までの部分は国は1人、養護教諭を保証しますという部分ですから、実際には国の法律で左右される部分が多いのです。

あと加配の部分は、加配の総数をどこに増やしていくかというのは、年度、年度によって結構変わってきますから、直接的にそのことによって、加配の数によってこの少数職種の配置などに直接的に影響が出てくるかというところというふうなものではないような気がします。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：私は実態のほうを話させていただきたいと思っているのですが、私が知っています複式学級である小学校におきましては、複式ですから、1人の先生が4年生と5年生とかを担任するわけなのですけれども、その時に教科によっては、一緒にできないという教科があるというように伺いました。

その時には、担任が4年生を持って、5年生を副校長先生が持つということもあると伺っておりました。

精神障がいがあるという子供たちに対しても、なかなか複式のある学校には、加配というか、教員の数が少ないということで、常に副校長先生、校長先生が入っているという状況があると伺っております。

それから、どうしても行事、体育祭、運動会とかがあるときには、先生の数が少なく、先生たちがいろいろな役割を掛け持ちしなくてはいけないとか、非常に大変な状況があるということを知っていますし、働き方改革というところで、午後8時までには帰れよと言われるから、持ち帰っているという実態もあるということも伺っております。

大変な状況だなと思います。

先ほど教育長もおっしゃられましたが、不登校ですとか、そういう子供たちが結構、各学校で見られるというところでの配慮とかがなかなかできないということを知っております。ということで、実態の報告でございました。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：御苦労さまでございます。

1点だけ、御説明いただいた資料の1ページの1(3)の加配定数のところで、先ほど枠外に5人未配置、3人未配置、1人未配置と書かれていました。

説明いただく中で、講師が不足していますという話がありましたけれども、その不足している原因、背景について御説明いただきたいと思います。

委員長：菅原学校教育課長。

学校教育課長：今年度、昨年度と非常に講師が不足しているのですが、その原因は学校統合です。

実は、今年度と来年度を比べたときに、新花泉小学校は定数が25人ぐらいなのですが、現時点で花泉地域の6小学校の全部の定数を足すと48人です。

それから新沼小学校も来年度になくなるのですが、ここの定数は7人です。

したがって、来年度は、この基礎定数自体が30人減ります。

そうすると先生30人が余ることになります。

余った先生をどうするかというと、余った先生は一関市外の学校に行くことになっています。

ですので、今年度と昨年度はそれを見越して、初任者の数も抑えていますし、それからほかから入ってくる先生も比較的、人事上は抑えている状況になっていて、今、講師がその代わりに30人以上入っていますので、来年、定数が減るので、来年は未配置ということは恐らくないと思います。

学校統合ため、来年度定数が減るので、そのために先生の数を今抑え、そこに講師を入れているという状態が、これは一関市だけではなくて、ほかの地区でも先生方を来年の定数減に合わせて調整しているというところがやはり大きな原因になっています。

委員長：小菅教育長。

教育長：今、学校教育課長から話があったのは、一関市の非常に特異な条件の中での話なのですが、一般的に言いますと、講師不足というのは全国的な傾向であります。

それはちょうど教員の年齢層のバランスが非常にアンバランスになっていて今の50代、55歳ぐらいからが非常に多い年代層になっています。

それが今、大量退職の時代にきていまして、教員が必要、採用しなくてはいけないところが、いわゆる教員離れなどということもあって、なかなか数が確保できない状況でそこに来て国が35人学級を進めなくてはいけない、定数が増えるわけです。

もっと必要なのに、それを補給するところがなかなか難しいという状況です。

岩手県はまだいいかもしれません。

県によっては、本当に足りなくて、校長も担任するような、そういう県もありますから、これは全国的傾向であります。

先ほど学校教育課長が話をしたように一関市の場合、ちょっとほかよりも多い配置になっていると思うのですが、こういうのは本来は県が、配置の権限は県なのです。

ですから、これを県が全体的にならすような形でやってもらわないと本当は駄目なのですが、そこはなかなかできてない。

つまり岩手県中探しても、講師がいない状況なのです。

そのような状況ですから、今までにないような未配置という状況であります。

だから今後、例えば産休、育休で人が必要だといっても誰もいません。

あとは学校の中で副校長も担任するという可能性は十分にあるかなと思っていました。

ここは非常に危機的な状況ですので、いろいろな場面で、県との意見交換会でも話題にはなっているのですが、なかなか岩手県教育委員会もできないのが実際、やらないのではなくてできないのが実態なのです。

人の確保もできないというところです。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：ありがとうございました。

先ほど最初に説明いただいた一関市内の統合の部分で特異な例といいますか、そういう背景はよく分かりました。

教育長がおっしゃった教職員離れという、これは国の問題なのかもしれませんが、市独自でどうのこうの、また県独自でどうのこうのというのは難しい話だと思うのですが、感覚的に教育職員離れとうというのは、私も関係者に教職員がいるものですが、いろいろな場面で話を聞くこともあるのですが、一般論で結構なのですけれども、教職員離れはなぜそうなっているのか、なぜそういう傾向が強くなってきているのか、もし

その辺、御所見がありましたらお願いをしたいと思います。

委員長：小菅教育長。

教育長：教員不足は、教職員離れだけが原因ではないのですけれども、それも一端というようには一般的に言われています。

やはりマスコミ等でも、学校の現場の様々な、いわゆる過酷な労働状況とかは話が出ますし、それから様々ないじめ問題をはじめ、様々な問題を学校の問題として、要するに組織の問題として叩かれることがかなりあると、そういう情報はもう広がっていきますので、大学生の中でもそこまでして教員にという部分はやはりあるのではないかとこのようには思っておりました。

これは文部科学省も非常に危機感を持っていて、そこから働き方改革とかという部分にかなり手を入れ始めているのですが、なかなか現実には教員の数が、学校に配置される教員の数が増えない以上は、改善されないのが現実でありますので、ここは私たちも声を大にして、実質的に学校に入る教員の数を増やしてほしいというのは、教育委員会も学校も組合も、どこも同じ声はそろっていつているところでもあります。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：御苦労さまでございます。

今年も、このゆたかな学びの請願が、教職員組合から議会のほうに請願が出ているわけですが、この間、何年と議論をしまいいりました。

35人の部分では、少人数学級が実現してきているということで評価しているところがございます。

議会としても、常任委員会としても議論しているのですが、市の実態の中では一関市では35人学級、途中、転校生が入って36人になったり37人になったりすることはたまにあるのですが、それは置いておいて、大体実現されております。

教職員の数と定数は机上は合っています。

先ほど来言っているとおり、教育委員会も教職員が足りない部分は認めております。

そこで何て言うのでしょうか、議会のほうにも上がっていますし、あとは要望として、教育委員会のほうにも、要望が出ていると思うのですが、この問題はやはり国に対しての要望ということを含めて請願が上がっているわけです。

現実一関市の部分では合っているところ、合わないところある。

その中で、相対的にはやはりこの問題は、毎年毎年上げることによって改善を図る、その中身としては、教育委員会としてはどのように捉えているのか、お聞きしたいと思います。

委員長：小菅教育長。

教育長：相対的な考え方としては学校に入る教員の数を増やすためには、増やすことが教育の

環境を向上させることですから、基本的にはそういうことは賛成でありますし、1学級当たりの児童生徒数も減らしていただければ、極端に減らすかどうかは別にして、減らしていただければ非常にありがたいというのはそのとおりです。

ただここ数年間は35人学級の確保のために加配をそっちにまわしていたという部分があるのではないかと私は見ていたのですが、そのために実質的に一関市は割を食って少なくなった。

35人学級を導入したために、結果として実際に少なくなった、この数年間は少なくなっていました。

これは私も岩手県教育委員会との意見交換会で話したところですが、そういった部分は局所的にあります。

それから、請願の4項目は今回も出ていますが、やはり賛同できるところ、そうではないところが混在しているのです。

だからここは全面的にそのとおりだというようにこちらが判断するのではありませんけれども、意見として考え方として述べる形にちょっとなりえない部分、例えば国庫負担の部分もこれはどちらかというところの問題が非常に大きいので、そしてこれが果たしてそれとどう結びつくのか簡単には判断できない部分ですから、それがごちゃ混ぜになっている部分はあるのかなと思います。

ただ対極的には、学校に入る教員を増やす、学級の人数を少しずつ減らしていくというものは賛成です。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：ありがとうございます。

国庫負担の部分では、教職員関係は県費なので、市教委としての考えはそのとおりだと思います。

いわゆる大きい話でいくと、財務省と文部科学省とのせめぎ合いの部分があるので、その部分ではやはりこの請願というのは、国に対して出していくので、一自治体として、基本自治体としては、議会としてもやはりこの取組をやっていく必要があると思うのです。

予算を決めるのは国なので、ただ、基本自治体が決められないから、そのためには要望とかそういう行動の中で、やっていく取組だと思うのですが、その辺の考え方はちょっと大きくなりましたけれども、言える範囲でお願いします。

委員長：小菅教育長。

教育長：あくまでやはりそれは、議会で決められる中身でありますので、私のほうからは言えませんが、いずれ教育環境を向上させるためには、やはり学校に配置される教員の数もトータルとして増えていくということが必須条件だということだけ申し上げたいと思いました。

委員長 : それではほかにごいませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で質疑を終わります。
教育委員会の皆様には大変お忙しいところありがとうございました。
休憩します。

(休憩 15:48～16:02)

委員長 : 再開いたします。
本日の請願第4号及び請願第6号の審査はこの程度とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。
次に、今後の審査の進め方について、どなたか御意見があればお願いします。
岩淵委員。

岩淵委員 : それでは請願第4号につきましては、改めて請願者を招致していただいて、6月17日または6月20日、相手の日程もごございますので、そこは委員長、副委員長で調整をしていただいて、お願いしたいと思います。
それから、請願第6号につきましては、6月議会でどうのこうのというのも検討していただいて、継続審査ということでもよろしいか。
ちょっと日程が窮屈になってきているので、その辺もお取り計らいよろしく申し上げます。

委員長 : ただいま、岩淵委員から請願第4号については、6月17日または6月20日に請願者を呼んで審査をすること。
そして、請願第6号に関しましては、継続審査という御意見がありました。
さよう決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。
以上で、本日の請願第4号及び請願第6号の審査を終わります。
本日の委員会は、以上とします。
本日はこれにて散会します。
ありがとうございました。

(午後 4 時 3 分 終了)